

# 3被告に禁錮2年



判決公判のため宇都宮地裁に入る那須雪崩事故の遺族ら = 30日午後0時35分、宇都宮市小幡1丁目

## 8人死亡那須雪崩事故 無罪主張退け実刑

那須町で2017年3月、登山講習会中だった大田原高山岳部の生徒7人と教諭1人が死亡した雪崩事故で、業務上過失致死傷罪に問われた当時の県高校体育連盟(県高体連)の登山専門部専門委員長で講習会責任者だった猪瀬修一(いのせしゅういち)(57)、副委員長で死亡した8人がいた1班の引率者だった菅又久雄(すがまたひさお)(55)、2班を引率していた渡辺浩典(わたなべひろのり)(61)の3被告の判決公判が30日、宇都宮地裁で開かれた。瀧岡俊文(たきおかとしふみ)裁判長は3被告に禁錮2年(求刑禁錮4年)を言い渡した。

3被告は初公判で、雪崩の発生は予見できなかったとして起訴内容を否認し、無罪を主張した。裁判では雪崩発生の見可能性や事故当日の訓練変更や範囲設定などでの注意義務違反の有無が主な争点だった。

これまでの公判で、検察側は当時の現場周辺の写真や積雪データ、雪氷の専門

家の証言などを基に、現場の斜面に30センチ以上の新雪が積もり、雪崩が発生しやすい状況だったと説明。雪山の知識や経験のある3被告は「危険性を容易に知り得た」と主張した。

また3被告が那須岳登山から深雪歩行訓練へと漫然と計画を変更し、安全を確保するための明確な訓練範囲を定めず、周知徹底も怠ったと指摘。「注意義務を尽くせば事故を防げたのは明らか」と強調した。

一方、弁護側は事故当時の積雪は15センチ程度で大量の積雪と認識していなかったと主張。その上で、安全なスキー場のゲレンデと樹林帯を訓練範囲として明確に定めて参加者に説明したとし、「漫然と計画変更はしていない」と反論した。訓練変更に必要な情報収集については、目視や体感で雪や風の状況などを確認したと述べていた。

雪崩事故は17年3月27日朝、那須町湯本の国有林で発生。県高体連主催の春山安全登山講習会に参加していた高校生らが巻き込まれ8人が死亡、40人が負傷した。県警は19年3月、業務上過失致死傷容疑で教諭ら3人を書類送検。宇都宮地裁は22年2月、同罪で在宅起訴した。地裁での刑事裁判は同10月に始まり、計17回の審理を経て結審した。

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号  
〒320-8686  
下野新聞社  
電話 028-625-1111  
郵便振替口座 00180-1-623433  
©下野新聞社2024

読者室 028-625-1179  
(受付 月～金・午前10時～午後6時)  
編集 028-625-1121  
販売 028-625-1120  
ビジネス 028-625-1133  
事業 028-625-1134

PC・スマホでも  
下野新聞 検索

下野新聞社ホームページ  
https://www.shimotsuke.co.jp/

電子号外

地方発!  
とちぎを  
元気にする  
動画サイト

loveate



動画投稿  
募集中

いつでも  
どこでも  
下野新聞

下野新聞  
電子版



併読プラン  
新聞購読料+月額0円  
単独プラン  
3564円

お問い合わせ  
下野新聞社販売事業局企画管理部  
Tel:028-625-1120  
(平日午前9時30分～午後5時)